

土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令

土地改良区等検査規程（昭和54年岩手県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第132条第1項及び<u>第133条</u>（これらの規定を法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づき土地改良区、土地改良区連合及び法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者（以下「土地改良区等」という。）に対して行う検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、土地改良区等に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画及び交換分合計画を遵守させ、もってその健全かつ適正な運営を確保し、土地改良事業の円滑な施行に資することを目的として行うものとする。</p> <p>(検査の種類等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特別検査は、特に必要がある場合及び法第133条の規定による検査の請求があった場合に行う。</p> <p>(検査結果の報告等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第133条の規定により検査を行ったときは、当該検査の請求をした者に対し当該検査の結果を文書をもって通知するものとする。</p> <p>別記様式（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>上記の者は、土地改良法第132条第1項及び<u>第133条</u>（これらの規定を同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による検査を行う検査員であることを証明する。</p> </div>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第132条第1項及び<u>第133条第1項</u>（これらの規定を法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づき土地改良区、土地改良区連合及び法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者（以下「土地改良区等」という。）に対して行う検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検査の目的)</p> <p>第2条 検査は、土地改良区等に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、管理規程、<u>利水調整規程</u>、土地改良事業計画、換地計画及び交換分合計画を遵守させ、もってその健全かつ適正な運営を確保し、土地改良事業の円滑な施行に資することを目的として行うものとする。</p> <p>(検査の種類等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 特別検査は、特に必要がある場合及び法第133条第1項の規定による検査の請求があった場合に行う。</p> <p>(検査結果の報告等)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第133条第1項の規定により検査を行ったときは、当該検査の請求をした者に対し当該検査の結果を文書をもって通知するものとする。</p> <p>別記様式（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>上記の者は、土地改良法第132条第1項及び<u>第133条第1項</u>（これらの規定を同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による検査を行う検査員であることを証明する。</p> </div>

[略]

[略]

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。